平成２３年（フ）第４９３号
札幌市手稲区前田８条15丁目５番12号
債務者　金子　眞砂
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３４号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目７番５号
第６大成コーポ201
債務者　村上　　香
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７６号
札幌市厚別区厚別東１条２丁目３番18号　ふじいハイツ２Ｆ205号
債務者　桶田　育代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７７号
札幌市厚別区厚別東１条２丁目３番18号　ふじいハイツ２Ｆ205号
債務者　桶田三奈代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４０号
札幌市中央区南９条西14丁目２番33―105号
債務者　青木　昭一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４１号
札幌市中央区南９条西14丁目２番33―105号
債務者　青木　初枝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７５号
札幌市中央区南20条西７丁目３番10号　20条Ｐハイツ102号
債務者　木村　安江（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０３号
札幌市手稲区前田９条17丁目４番12号
債務者　飯田　径子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番10―501号
債務者　芳賀　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３４号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス806号
債務者　上家　俊也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３７号
札幌市豊平区豊平１条13丁目１番25―201号
債務者　椛澤まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５７号
札幌市東区本町１条３丁目８番21号　２階
債務者　中町　勇樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６３号
札幌市西区八軒９条東３丁目４番４号　アートハイムＹｏｓｈｉ201号
債務者　五十嵐淳仁
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６７号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６―204号
債務者　秦泉寺義子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００３号
札幌市北区東茨戸２条１丁目54番地91
債務者　工藤　公生
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３６号
札幌市中央区南21条西９丁目１番38号　マンションＴ＆Ｗ６号
債務者　山田真知子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４８号
札幌市北区北34条西６丁目２番16号　プラザイン34―202号
債務者　松岡みちる
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部